

岩手県告示第167号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成22年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	一関北上線	奥州市江刺区稲瀬字山下241番2地先から北上市立花24地割152番1地先まで
県道	紫波雫石線	紫波郡紫波町稲藤字升形201番地先から上平沢字八幡24番1地先まで
一般国道	340号	遠野市上郷町平倉41地割24番4地先から平野原3地割35番1地先まで

2 指定する期日 平成22年4月1日